附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　組合は、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第十四号による組合員証、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証、別紙様式第二十号による高齢受給者証、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証、別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証、別紙様式第四十号による船員組合員証、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証及び別紙様式第四十六号の二による任意継続組合員被扶養者証（以下「旧組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧組合員証等の様式については、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による用紙は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　前二項の規定にかかわらず、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○法務省令第一号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十六条第二項、第四百三十七条、第四百四十一条第二項及び第四百四十四条第四項の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

法務大臣　上川　陽子

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定及び二重傍線を付した見出しを加える。

第一表

改正後	改正前
目次	目次
第一編　［略］	第一編　［同上］
第二編　株式会社	第二編　株式会社
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　計算等	第五章　計算等
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　事業報告	第二節　事業報告
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条・第百三十三条の二）	第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条）
［第六章～第八章　略］	［第六章～第八章　同上］
［第三編～第七編　略］	［第三編～第七編　同上］
附則	附則
（事業報告等の提供）	［見出しを加える。］
第百三十三条　［略］	**第百三十三条**　［同上］